

論点に関する意見の概要（平成27年9月30日開催分）

災害に関する議員への情報提供のあり方について

1 提供の方法や内容

- 議員へのメール送信を基本とするとしても、FAX送信を希望する議員についての配慮・対応が必要
- 提供内容は、災害対策本部公表情報を基本としながらも、独自に関連情報や詳細情報を持ち得る場合には、そうした情報も提供すべき
- メール送信により情報提供する議員については、危機管理WEBに掲載の情報は危機管理WEBへのリンクアドレスの添付で可
- 発災前後の災害対策本部の設置や災害対応中の災害対策本部会議の開催予定の情報は、議員が危機管理WEBにアクセスする契機となることから提供が必要
- 議員は事務所以外で活動することが多く、移動中の連絡先の登録（携帯電話など）も必要
- 議員自身が被災した場合や通信手段がダウンした場合の想定も必要

2 その他

- 情報提供の方法に関連することから、議員の安否確認の方法は論点として検討の必要あり

議会としての被災状況調査のあり方について

1 現地調査に関する基本事項

- 現地の迷惑（災害対策への支障や被災者への負担等）にならないようにすべき
- 調査の時期、内容、必要性に応じて、調査方法（会派代表による調査や委員会調査等）を決めるべき
- 調査の結果は、議員への情報提供、報告会の開催等により、全議員で共有する必要がある

2 発災から早い段階

- 早期に現地調査を行うためには、政府調査団等に同行することが執行部や地元の負担も少なく効果的
- 議会の調査と位置づけるためには、各会派から調査委員を出して実施することが必要
（事情に明るい地元議員が調査委員となる場合もあれば、地元議員が被災している場合や管内の情報収集等に奔走していることもあり、各派で柔軟に選定）
- 調査委員の人数については、コンパクトに
（ジャンボタクシー1台程度の機動性を有する範囲で）

3 被災から期間が経過した段階

- 被災から期間が経過し、被害状況や被災者の要望等が明確になってきた段階での調査は、委員会単位がよい

4 その他

- 府議会がその機能・役割を発揮するのは、復旧時ではなかろうか